

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）点検において、水室ライニング部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	125V蓄電池（B系No. 45-1）点検において、比重に参考値逸脱が認められたため、当該蓄電池の比重を調整	D	
3	3号機	原子炉建屋大気圧力計器用監視カメラに動作不良が認められたため、当該カメラを点検・修理	D	
4	4号機	高圧復水ポンプ（B）入口弁手動ハンドル用ギヤボックスのグリス注入口に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	高圧復水ポンプ（B・C）入口弁手動ハンドル用ギヤボックスカバーネジの外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
6	4号機	電気ケーブル延焼防止板除去作業において、誤って高圧ケーブル〔原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用〕を損傷し、地絡させたため、対応検討	B	
7	5号機	復水脱塩装置廻り空気駆動弁（8台）駆動部計装品点検において、弁駆動空気用電磁弁からエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
8	5号機	復水脱塩装置廻り空気駆動弁駆動部計装品点検において、電磁弁収納扉取っ手の鍵カバーに破損が認められたため、当該部を交換	D	
9	5号機	換気空調系常用冷却装置（H）圧縮機（A）点検において、ハンドターニング時、異音が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）点検において、ケーシングに腐食及び補修箇所剥離が認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	原子炉起動において、制御棒（38-59）1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、対応検討	C	
12	その他	平成19年度第3回保安検査において、「社長への報告に関する不備」について指摘を受けたため、対応検討	B	
13	その他	海生物焼却設備排水処理装置曝気槽入口流量計取付部からエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	その他	使用済燃料共用プール設備監視用モニターテレビのカメラ（4箇所）に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
15	その他	省エネ法に基づき提出した「定期報告書」およびPRT法に基づき提出した「届出書」の一部に誤記が認められたため、当該報告書等を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで